

資料 3-2  
平成17年1月25日  
セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会

セクハラ ホームへ戻る

(PDF版)

## 国立大学法人信州大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(平成16年4月1日国立大学法人信州大学規程第27号)

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人信州大学職員就業規則（平成16年国立大学法人信州大学規則第2号）第34条及び国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則（平成16年国立大学法人信州大学規則第3号）第25条の規定によるほか、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害にあたることに鑑み、国立大学法人信州大学（以下「本法人」という。）におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除を図ることによって、職員及び学生（研究生、聴講生その他信州大学において修学する者を含む。以下同じ。）の人権を擁護するとともに、就業及び修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この規程において、セクシュアル・ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。
- 一 意図すると否とにかかわらず、性差別的又は性的な言動によって、相手を不快にさせる行為
  - 二 利益若しくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘い又は要求をする行為
  - 三 性差別的若しくは性的な言動又はわいせつな図画若しくは文書の掲示若しくは配布（電子媒体によるものを含む。）により、職員の就業上又は学生の修学上の環境を害する行為
- 2 この規程において、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題とは、次の各号に掲げることをいう。
- 一 セクシュアル・ハラスメントのため、職員の就業上又は学生の修学上の環境が害されること。
  - 二 セクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、職員が就業上又は学生が修学上の不利益を受けること。
  - 三 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 部局 各学部、各研究科、附属図書館、健康安全センター、各学内共同教育研究施設、医学部附属病院及び内部部局（総務部、財務部、学生部及び施設環境部をいう。）をいう。
  - 二 部局長 前号の部局の長（内部部局にあっては、各部の部長をいう。）をいう。
  - 三 監督者 職員を監督する地位にある者をいう。
- 四 行為者 第1項各号に掲げる行為を行った者をいう。
  - 五 学外者 職員が就業上又は学生が修学上接する学外の者をいう。

### (職員及び学生の責務)

- 第3条 職員及び学生は、この規程及び第7条第1号の指針等に従い、セクシュアル・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題を起こさないように努めなければならない。
- 2 職員及び学生は、次条第2項の要請において、虚偽の申出を行ってはならない。
  - 3 職員及び学生は、第15条に規定する調査対策委員会への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

### (職員及び学生の権利)

- 第4条 職員及び学生は、就業又は修学に際して、セクシャル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題があった場合には、迅速かつ適切な対処を学長に求める権利を有する。
- 2 前項に基づく要請（以下「苦情相談」という。）は、第12条に定める相談員に対して申し出ることによって行うものとする。この場合において、苦情相談の申出は、苦情相談を行おうとする者の依頼を受けた第三者（学外の個人又は関係相談機関を含む。以下同じ。）を通じて行うことができる。

### (苦情相談に関わる守秘義務)

- 第5条 苦情相談に關係した職員及び学生は、当該苦情相談に係る職員、学生及び学外者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (学長の責務)

- 第6条 学長は、本法人におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について統括し、セクシャル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、国立大学法人信州大学イコール・パートナーシップ委員会（以下「EP委員会」という。）と連携するとともに、第15条に規定する調査対策委員会の報告を尊重し、必要な措置を適切かつ迅速に講じなければならない。
- 2 学長は、前項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて部局長及びEP委員会に指示を与えるものとする。

## (E P 委員会の職務)

- 第7条 E P 委員会は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し各部局の連絡調整を行うとともに、次の各号に掲げる事項を行う。
- 一 この規程を適切かつ円滑に運用するための指針、第12条に定める相談員の手引、その他必要な事項（以下「指針等」という。）を定めること。
  - 二 職員及び学生に対し、この規程及び指針等の周知徹底を図ること。
  - 三 セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のため、職員、学生及び学外者に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示及び意識調査により啓発活動を行うこと。
  - 四 セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員及び学生に対し、必要な研修又は説明会を年1回以上実施すること。
  - 五 新たに職員又は学生となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解を深めさせるため、及び新たに職員を監督する地位に就いた職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に關しその求められる役割と責務について理解を深めさせるため、研修又は説明会を年1回以上実施すること。
  - 六 第12条に定める相談員の指導及び監督にあたること。
  - 七 その他この規程の運用に関し必要な事項

## (部局長の責務)

- 第8条 部局長は、就業及び修学にふさわしい環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意して、当該部局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めなければならない。
- 一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員及び学生の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
  - 二 職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場及び教育現場において生じることのないように配慮すること。

## (部局長による相談窓口の明示)

- 第9条 部局長は、セクシュアル・ハラスメントに関わる相談の窓口（学外の公的機関を含む。）について、連絡先、連絡方法等を公用掲示板、ホームページ、学生便覧等に明示しなければならない。

## (問題が生じた場合の部局長の対処)

- 第10条 部局長は、当該部局においてセクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、E P 委員会と連携するとともに、第15条に規定する調査対策委員会の報告を尊重し、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。
- 2 部局長は、当該部局に所属する第4条第2項により苦情相談を申し出た者（以下「相談者」という。）に対して、苦情相談中及び解決後においても、相談者の立場と状況に十分留意して、相談者が速やかに平常の就業又は修学状態を回復できるように、適切な措置をとるものとする。
  - 3 部局長は、当該部局に所属する行為者に対して、当該苦情相談への対処を妨害することなく、かつ、同様の事態を再発させることなく、速やかに平常の就業又は修学状態に復するよう、適切な措置をとるものとする。
  - 4 部局長は、当該部局に係る苦情相談が学外者に係る場合には、当該学外者に対して、前2項に準じて適切な措置をとるものとする。

## (監督者の責務)

- 第11条 監督者は、就業にふさわしい環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
  - 二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることのないように配慮すること。

## (相談員)

- 第12条 本法人におけるセクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に關わる苦情相談に適切に対応するために、苦情相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 2 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充て、学長が委嘱する。
  - 一 各学部（経済学部にあっては経済・社会政策科学研究科を、医学部にあっては医学研究科を、工学部にあっては工学系研究科情報工学専攻情報セキュリティ学講座を、農学部にあっては農学研究科を、繊維学部にあっては工学系研究科生物機能工学専攻生体機能化学講座を含む。）から推薦された男性職員及び女性職員各2人又は3人
  - 二 医学部附属病院から推薦された男性職員及び女性職員各2人又は3人
  - 三 附属図書館、留学生センター及び高等教育システムセンターから推薦された職員各1人
  - 四 内部部局から推薦された男性職員及び女性職員各2人
  - 五 教育学部各附属学校から推薦された男性職員及び女性職員各1人
  - 六 健康安全センターの教授、助教授、講師、助手及び保健師
  - 七 前各号に規定する相談員以外のE P 委員会委員

- 3 前項に規定するもののほか、有益な専門知識を有する職員5人以内を、相談員に加えることができる。
- 4 第2項第1号から第5号まで及び前項に規定する相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 第2項第1号から第5号までに規定する相談員に欠員を生じた場合の後任の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の職務)

第13条 相談員は、職員、学生又は学外者から苦情相談の申出があった場合には、速やかにこれを受け付けなければならない。

- 2 苦情相談を受け付けた相談員は、適切な相談環境のもとに、相談者の立場と状況に十分留意して、相談者に必要かつ適切な助言を与えるとともに、相談者の要望事項の確認にあたらなければならない。
- 3 苦情相談を受け付けた相談員は、相談者の要望に従い、EP委員会との連携のもとに行行為者及びその所属部局長に対して苦情相談の原因となった事態の解消を申し入れ、又は第15条に規定する調査対策委員会の設置を速やかにEP委員会委員長に申し出なければならない。
- 4 相談員は、定期的に所定の書式により職務遂行状況をEP委員会に報告するものとする。この場合において、苦情相談に係る個人名については、匿名としなければならない。
- 5 相談員は、EP委員会が主催するセクシュアル・ハラスメントに関する研修又は説明会への参加等を通じて、セクシュアル・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題への理解を一層深めるよう努力しなければならない。

(相談員アドバイザー)

第14条 この規程及び指針等の運用又は専門知識に関して、相談員に助言を与えるため、相談員アドバイザーを置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 EP委員会委員
- 二 第12条第2項第6号及び同条第3項に掲げる相談員
- 2 前項に定めるもののほか、EP委員会が指名する若干人の相談員を、相談員アドバイザーに加えることができる。

(調査対策委員会)

第15条 EP委員会委員長は、第13条第3項の規定により、相談員を通じて苦情相談調査対策委員会（以下「調査対策委員会」という。）の設置の申出を受けた場合には、速やかにこれを設置しなければならない。

- 2 調査対策委員会は、当該苦情相談に係る次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 苦情相談に係る問題の事実関係の確認に関すること。
  - 二 苦情相談に係る問題への対応に関すること。
  - 三 行為者への指導及び注意に関すること。
  - 四 相談者への指導、助言及び具体的対応の説明に関すること。
  - 五 当該苦情相談に係る相談者と行為者とのあっせんに関すること。
  - 六 監督者への指導並びに監督者が行う行為者への指導及び注意の要請に関すること。
  - 七 苦情相談に係る部局長との連携に関すること。
  - 八 調査対策委員会の活動報告に関すること。
  - 九 その他当該苦情相談に関し必要な事項
- 3 調査対策委員会に苦情相談調査対策委員会委員長（以下「委員長」という。）を置きEP委員会委員長をもって充て、調査対策委員会に苦情相談調査対策委員会副委員長（以下「副委員長」という。）を置きEP委員会副委員長のうち委員長と異性の者をもって充てる。
- 4 委員長は、調査対策委員会を統括するとともに、その議長となり、副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 調査対策委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該苦情相談を受け付けた相談員の意見を聴取し、委員長が副委員長と協議の上、指名する2人以上5人以下の者で構成する。この場合において、委員長は、調査対策委員会が厳正にして中立的に運営され、かつ、男女同数程度となるよう、委員構成に配慮しなければならない。
  - 一 相談員（当該苦情相談を受け付けた相談員を除く。）
  - 二 相談者の所属する部局の学生委員会委員又はこれに準じる職員（学生に係る場合は、必ず委員に含めなければならない。）
  - 三 職員を監督する地位にある者（職員に係る場合は、必ず委員に含めなければならない。）
  - 四 理事（総務・人事担当）
  - 五 副学長（教学担当）
- 6 前項各号に定めるもののほか、専門知識を有する者（学外の者を含む。）を委員に加えることができる。
- 7 調査対策委員会の庶務は、総務部人事課及び学生部学生支援課において処理する。

(調査対策委員会の議事)

- 第16条 調査対策委員会は、委員長及び副委員長の出席のもと、委員の4分の3以上が出席し、かつ、相談者と同性の委員（委員長及び副委員長を含む。）が2人以上（委員会が4人の場合は1人以上）出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 調査対策委員会は、調査対策委員会設置以前から当該苦情相談に関与した相談員（2人以内）の出席及び相談者が希望する場合には、必要に応じて第三者2人以内（学外の者を含む。）の出席を求めるこ

とができる。

- 3 調査対策委員会は、相談者の立場と状況に十分留意して、当該苦情相談を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。ただし、行為者が学外者のため解決が困難を極めた場合で、相談者が要望するときは、法的手段の支援を含む適切な対処を講ずるものとする。
- 4 委員長は、苦情相談が解決した場合には、遅滞なく学長及び関係の部局長に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 学長、部局長、監督者その他職員及び学生は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談の申出、当該苦情相談に係る調査への協力その他の対応に起因して、相談者及び当該苦情相談に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒)

第18条 調査対策委員会は、職員又は学生によるセクシュアル・ハラスメントが、その態様等において著しく信用を失墜させる行為に該当すると認めた場合には、当該職員又は学生の懲戒処分の手続きの開始を学長に具申することができる。

- 2 学長は、職員又は学生が第5条の守秘義務に違反した場合は、懲戒処分に付すことができる。
- 3 学長は、行為者となった職員又は学生が、第10条第3項に基づく部局長の措置に従わない場合は、懲戒処分に付すことができる。

(雑則)

第19条 この規程により難い場合又はセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関するこの規程に定めのない事項については、E P委員会において検討の上、対応する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 信州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）が存続するまでの間、短期大学部の学生については、第1条中「信州大学」を「信州大学（短期大学部を含む。以下同じ。）」と、読み替えて適用するものとする。
- 3 この規程施行後最初に委嘱される第12条第2項第1号から第5号までに規定する委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

[\[TOPへ戻る\]](#)

[セクハラ ホームへ戻る](#)

(PDF版)

## 国立大学法人信州大学イコール・パートナーシップ委員会規程

(平成16年4月1日国立大学法人信州大学規程第8号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人信州大学組織規則（平成16年国立大学法人信州大学規則第1号）第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人信州大学（以下「本法人」という。）に設置する国立大学法人信州大学イコール・パートナーシップ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 委員会は、職員及び学生等が、性別、職種及び人種等を理由とした差別や偏見等（セクシュアル・ハラスメントを含む。以下「差別や偏見等」という。）を受けることのないよう並びに差別や偏見等によって職務上又は修学上の不利益を被ることのないよう、人権擁護及び人権侵害の防止等並びに男女共同参画の推進に関する活動を行うことにより、基本的人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

### (職務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 人権擁護及び人権侵害の防止等に係る差別や偏見等の防止の啓発、具体的な方針の策定及び計画の立案並びに評価に関する事。
- 二 男女共同参画の推進に係る調査、分析、改善策の策定及び当該改善策の実施状況の点検に関する事。
- 三 差別や偏見等に起因する苦情の相談に応じること、苦情に関する事実確認及び調査並びに救済措置に関する事。
- 四 その他基本的人権の尊重と男女共同参画の推進に必要な事項に関する事。

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本法人の職員のうち教員から男女各2人
- 二 本法人の教員以外の職員のうちから男女各2人
- 3 委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した次条に定める副委員長が、その職務を代行する。

### (副委員長)

第6条 委員会に男女各1人の副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 副委員長に事故があるときは、その職務を代行する者を、当該副委員長と同性の委員のうちから、委員の互選により選出する。

### (議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部人事課及び学生部学生支援課において処理する。

## (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に委嘱される第4条第1項第1号及び第2号に規定する委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年7月18日までとする。

[\[TOPへ戻る\]](#)

## 信州大学におけるセクシュアルハラスメント防止に係るフローチャート

